

# 令和7年第2回定例会会議録（第7号）

令和7年6月25日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第7号）

令和7年6月25日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第59号 令和7年度別府市一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議第60号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 報告第1号 令和6年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第2号 令和6年度別府市一般会計事故繰越し繰越計算書の提出について
- 報告第3号 令和6年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第4号 令和6年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第7号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBiz LINKの経営状況説明書類の提出について
- 報告第8号 弾力条項の適用について
- 第 5 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出について
- 第 6 議員提出議案第3号 別府市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 議員提出議案第4号 介護・障害福祉分野の処遇改善、人材育成・確保対策を求める意見書
- 議員提出議案第5号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書
- 議員提出議案第6号 2025年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書
- 議員提出議案第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・阿部真一登壇）

○観光建設水道委員会委員長（阿部真一） 去る 6 月 12 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 44 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分ほか 3 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 44 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

観光課関係部分では、鉄輪地区のオーバーツーリズムによる交通渋滞を緩和し、安全かつ快適に利用できる環境を確保するため、鉄輪地区西側（山地獄前）に有料駐車場を整備しようとするものとの説明がありました。

委員から、今回駐車場を整備することとなった経緯に関する質疑に対し、当局から、連休等の観光シーズンにおいて、鉄輪地区で交通渋滞が発生しており、地域団体との意見交換の場や市民からの複数の問合せにおいて駐車場整備の要望があったこと等から、市として整備が必要と判断したとの答弁がありました。

また、別の委員から、渋滞時には生活道路が機能しておらず、地元住民が苦慮している状況を踏まえ、市が引き続き対策を講じるだけでなく、近隣の観光施設が経営状況によっては独自で駐車場を借りることについても十分協議するよう要望がありました。

また、別の委員から、駐車場の出入口の場所及び稼働開始時期について質疑があり、当局より、設計はこれからではあるが、出入口の場所は重要であることから、極力渋滞を引き起こさないように考えていくとともに、年末年始の時期までには稼働できるよう進めていきたいとの説明がありました。

最終的に、議第 44 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2 件の条例議案についてであります。

初めに、議第 50 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、市営中原住宅を用途廃止することに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

続きまして、議第 51 号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正については、建設業法施行令の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴う条例改正であるとの説明がありました。

以上 2 件の条例議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案 1 件についてであります。

議第 52 号令和 7・8 年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結については、旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定、指定管理者の指定に係る議決及び旧平尾邸施設整備に関する基本合意書等に基づき、旧平尾邸施設整備等に関する協定の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものであり、当局より資料を用いて、協定の相手方である B i z L I N K の企画力やスピード感などを踏まえ、より地域の実情に合った観光地域

拠点を整備していきたい旨の説明の後、るる質疑がありました。

まず、貴重な財産である平尾邸の整備をどのように進めていくかという委員の問いに対し、当局より、これから詳細設計に入っていくため、歴史的価値を高めるような手法を市も関与しながら検討し、進めていきたいとの答弁がありました。

また、協定の金額が高額であり、地域住民の関心も高いこと等を踏まえ、複数の委員から、市民や議会に対して詳細な報告が必要ではないかといった要望があり、当局から、事業を進めるに当たっては、適宜、市民や議会への報告を行うとともに、地域の財産となるよう整備を進めていきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員より、協定書の内容について、市への報告について記載があるが、議会への報告についても盛り込むべきではないかといった意見がありました。

さらに、他の委員から、旧平尾邸は市が寄附を受けたものであり、最終的には市に引き渡される財産である。また、今回の整備事業等は公共工事であることを鑑み、今後の工事において、下請け事業者との契約を含め、透明性を確保すること、また、設計、施工管理においては、市の関係部署と綿密な連携を図る必要があり、観光課が中心となり、体制を構築することといった要望がありました。

これら委員からの意見・要望を受け、本委員会として、旧平尾邸の施設整備については、その進捗に応じて適宜所管の常任委員会をはじめ、議会に報告することを求め、最終的に、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・石田強登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(石田 強) 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月12日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分ほか2件及び6月9日に付託を受けました請願第1号幼小中学校の給食の完全無償化を求める請願書について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分についてであります。

ひと・くらし支援課関係部分では、令和6年度に実施した定額減税補足給付金の当初調整給付の支給額に不足が生じる方等に対し、追加で給付金を支給するための経費を計上しているとの説明がありました。

委員から、システム改修業務等委託料の内容について質疑があり、当局から、コールセンターや相談窓口対応業務の委託費用や、今回の対象者のデータを抽出するためのシステム導入費用等であるとの答弁がありました。

次に、障害福祉課関係部分では、障害福祉サービス等報酬改定に伴い、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正を行うための経費を計上しているとの説明がありました。

次に、健康推進課関係部分では、本年4月からの带状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、その実施のための委託費用を計上しているとの説明がありました。

委員から、65歳以上の予防接種の接種見込みについての質疑があり、当局から、20%を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、図書館共創交流局関係部分では、新図書館外建設工事で、当初の想定を超える地

中障害物の撤去及びその処理等の費用と、今後予測される追加費用を計上しているとの説明がありました。

次に、教育政策課関係部分では、境川小学校、山の手小学校、緑丘小学校に多目的トイレを備えた屋外トイレを設置し、災害避難時の生活環境等の改善を図るための経費を計上しているとの説明がありました。

最終的に、議第 44 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分については、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他議案についてであります。

議第 53 号工事請負契約の締結については、旧山の手中学校管理教室棟外解体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、要件設定型一般競争入札の要件について質疑があり、当局から、今回の入札は共同企業体の資格要件に構成員の数を 2 者とすること、形態を共同施工方式にすること、代表構成員の要件に、資格業種が解体工事であること等を要件としたとの答弁がありました。

次に、議第 57 号市長専決処分については、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布・施行されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明があり、以上 2 件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第 1 号幼小中学校の給食の完全無償化を求める請願書についてであります。

まず、紹介議員から請願提出の趣旨及び背景等についての説明があり、大分県内において、給食費の完全または一部無償化をしている自治体が増えてきていること、約 3,800 人の給食費の完全無償化を求める署名が集まったこと、物価高騰で経済的に厳しい状況があることから、現在、別府市で行っている一部無償化から完全無償化の判断をしてほしいというものであります。

委員から、学校給食の完全無償化を求める市民の会の発足と現在までの経緯について質疑があり、紹介議員から、子育て世代の親からなる会であり、会議を重ねながら意見を集約し、今回の署名を集め、市教育委員会へ提出するとともに、市議会へ請願を行ったとの説明がありました。

次に、学校給食費の現状について当局から、経済的困窮世帯に対しては、就学援助費として全額を援助、それ以外の世帯に対しては、1 人目はそれぞれ半額、3 人目以降は全額補助する制度を実施しており、それらに加えて、物価高騰対策補助金を上乘せしているとの説明がありました。

また、小中学校の教室と体育館の空調整備、机・椅子の入替え、児童生徒用学習用ソフトの公費導入等の多様な政策を実施することで、保護者負担の軽減、児童生徒の安全・安心な教育環境の実現及び学習能率の向上を図っていることに加え、国においても、給食費無償化についての方針が示されているため、今後の動向を注視するとともに、国の責任において財源措置をすることを継続して要望していくとの説明もありません。

その後の自由討議では、委員から、本市は既に給食費の保護者負担軽減をはじめ、独自の教育施策に取り組んでいることや、教育費無償化の財源は、他の自治体において様々であり、人口・産業形態等が異なる都市形態の中で、一律に他の自治体との比較はできないとの意見がありました。

また、教育施策に係る予算は、給食費に特化するのではなく、学びの場としての教育環

境の充実に広く視野を向けるとともに、将来の財政負担も見据え、今後の国の動向を注視する必要があるため、現時点での判断は、時期尚早であるとの意見がありました。

その他、るる意見がありましたが、最終的に、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案及び請願に対する審査の経過及び結果の報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・三重忠昭登壇)

○総務企画消防委員会委員長(三重忠昭) 去る6月12日の本会議において総務企画消防委員会に付託を受けました議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分ほか9件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、消防団員において、新入団員が想定以上に多かったことや、役員異動により、制服などの被服購入費が予算計上額を超えるため、増額補正を行うとの説明がありました。

委員から、新入団員の人数に関する質疑があり、当局から新入団員は令和7年4月1日付で17名であるとの答弁がありました。

続きまして、財政課関係部分では、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4億2,583万8,000円を計上することや、図書館等一体的整備に要する経費の増額に伴い、べっぷ未来共創基金から2,478万1,000円を繰入金として追加を行うなどの説明がありました。

委員から、資材不足や原材料費高騰に伴う工事費の総額について質疑があり、現時点での工事費の総額については、今回の補正後、43億2,400万円であるとの答弁がありました。基金を充てる工事費の追加補正予算についてる質疑があり、今後も事業内容の精査、費用対効果の検証を十分行い、適切な予算執行に努めていただきたいとの意見がなされた次第であります。

次に、自治連携課関係部分では、一般社団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業助成金の交付決定を受け、自治会活動における会議用椅子などの備品整備に対する南立石八幡町自治会への助成金として160万円を計上しているとの説明がありました。

続きまして、防災危機管理課関係部分では、総務省消防庁の委託事業として国庫委託金を活用し、著名な講師を招き、若者などの幅広い層の地域住民などが参画し、地域防災力の強化を推進するためのシンポジウムや体験ブースなどを開催する経費の追加額として、500万円を計上すると説明がありました。

委員から、シンポジウムの時期や周知方法について質疑があり、年明けの開催を目指し、開催場所などが決まり次第、別府市公式ホームページやSNSなどを活用し、幅広い年代に周知していきたいと当局から答弁がありました。

以上の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、可決すべきものと決定した次第であります。

次に、5件の条例議案及び4件のその他議案の審査についてであります。

初めに、議第45号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、超過勤務の免除の見直しを行い、対象職員を3歳児から小学校就学前の子を養育している職員へ拡大すること。また、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるよう、職員研修や相談体制の充実に図っていくとの説明がありました。

次に、議第 46 号別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議第 47 号 別府市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正については、いずれも関係する法律の一部が改正されたことに伴い、条例が引用する条項の規定の整理等により、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

委員から、育児休業などを積極的に取得するための取組について質疑があり、当局から管理職を対象とした育児休業などに関する研修を実施し、管理職から対象の職員へ制度の利用促進を行っているとの答弁がありました。

次に、議第 48 号別府市税条例の一部改正については、所得税と住民個人税において、新たに特定親族特別控除を創設するなどの説明がありました。

委員から、今回の条例改正に伴う控除額について質疑があり、当局から、いわゆる 103 万円の壁や厳しい人手不足の現状に対し、これまでの特定扶養控除に加え、年収要件の引上げにより、19 歳から 23 歳までの大学生世代の子等の給与収入が 160 万円以下は、個人住民税では特定扶養控除と同額の 45 万円の所得控除が受けられ、160 万円を超えても 188 万円以下であれば、控除の額が段階的に通減する仕組みを導入しているとの答弁がありました。

続きまして、議第 49 号別府市税特別措置条例の一部改正については、関係省令の一部が改正され、課税免除の対象となる施設の設置期限を延長するとの説明がありました。

次に、議第 54 号動産の取得については、現有車両の老朽化に伴い、高規格救急自動車を買入れるとの説明がありました。

委員から、契約の方法について質疑があり、要件設定型の一般競争入札と当局から答弁がありました。

また、同委員から、要件設定に関する質疑があり、当局から、国の定める救急業務の実施基準にて救急自動車の要件が定められており、その基準に沿って資機材の整備などを行うとの答弁がありました。

最後に、3 件の市長専決処分についてであります。

議第 55 号では、令和 7 年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別府市税条例の一部を改正するもの、議第 56 号では、地方税法の改正による条項移動に伴い、別府市都市計画税条例の一部を改正するもの、また議第 58 号では、令和 7 年 4 月 1 日付人事異動に伴い、固定資産評価員の選任を専決処分したことから議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がありました。

以上、5 件の条例議案及び 4 件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、各委員長報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(9 番・美馬恭子登壇)

○9 番(美馬恭子) 日本共産党の美馬恭子です。私は、今回出されました、幼小中学校の給食の完全無償化を求める請願書に対する賛成討論を行います。

学校給食は、人間の生活の基本となる食事や食文化を伝える食育の生きた教材とされ、学校給食法でも教育の一環とされています。給食は憲法で無償と定められた義務教育の一環、食育です。給食費の無償化は、住民運動の高まりとともに、ここ数年で実施自治体が飛躍的に増加しました。大分県内でも、小中学校の給食完全無償化自治体は、豊後高田市、

宇佐市、豊後大野市、姫島村、日田市、そして今年度から国東市、杵築市、由布市、臼杵市が実施予定とされています。また、佐伯市、大分市が中学校の給食費を無償化しています。

国は、こども未来戦略方針で、2026年の給食無償化をうたっていますが、法整備や予算措置はまだはっきり見えてきていません。委員会での執行部の説明では、体育館のクーラー設置など、別府市では他の自治体と比較しても、子どもに対しての予算は大きく施行されている。また、討議では、時期尚早なのでは、他の自治体の追従をしなくてもいいのではなどの意見が出されましたが、食に関しての話はあまりされませんでした。

給食は、子どもの未来を決めると言ってもいいほどの重要な教育の一つです。そして請願は市民の権利の一つです。多くの市民が協力して出されたものです。もう少し時間をかけて討論すべき中身ではなかったでしょうか。別府市では1人目、2人目は半額補助、3人の子どもが幼稚園から中学校までの間にいれば、3人目は無償となります。その割合は17%、経済的困窮世帯の子どもは無償ということで、約34%程度が無償化されているといえます。別府市で、給食完全無償化を実施する場合、約3億4,000万円が必要とされていますが、これは一般会計予算の1%未満です。

このことから考えても、決して無理な請願内容ではないと思います。市の大事な子どもたちのために、ぜひ考えていただきたい。本市でも3,800筆もの署名が集まり、多くの人たちが給食の無償化に声を上げました。自治体間の格差が出るのは問題です。自治体任せにするのではなく、国にもしっかりと補助を求めながら、別府市でも給食完全無償化を実現していくための一歩を踏み出してほしいとの思いを込めて、請願内容には、国、県に対しての意見書の提出も入れられていると思います。

以上のことから、私はこの請願書の採択に賛成いたします。

(25番・泉武弘登壇)

- 25番（泉 武弘） 私は、幼小中学校給食の完全無償化を求める請願に反対討論を行います。

議員の皆さん、議会は今、請願の取扱いで見識を問われていますので、最後まで討論を御清聴いただくようお願いをします。

最初に、給食無償化に対する私の基本的な考えを明確にして討論をします。給食費の無償化は、国の動向を見ながら、持続可能な財源確保ができれば無償化すべきだと考えています。では、なぜ請願に反対するのか。それは、幼小中学校の給食完全無償化を求める別府市民の会の実態や、請願内容に問題があるからです。私は13日に開かれた委員会を傍聴しましたが、委員会では、請願署名、学校給食の完全無償化を求める別府市民の会議について簡単な質疑が行われたのみでした。委員会では、請願紹介者の美馬氏に次の質問がありました。

これは、当時の委員会の質疑を私が文字に起こしたものです。請願者は、請願が目的で、その目的のみでできた団体ですかという問いに対して、請願紹介議員の美馬氏から、次のような説明がありました。請願団体は、今回の請願のために立ち上げました。この説明からも、美馬議員が会の立ち上がりから関与していたことが分かります。

さて、請願法第2条では、請願は、請願者の氏名、法人の場合はその名称及び住所、住所のない場合は居所を記載し、文書でこれをしなければならないとしています。そこで問題になるのが、請願代表者の住所と、請願団体が資格を備えているかという点です。また、会の代表者をどのような経緯で選ばれたかということも疑問として残ります。委員会では、請願団体の結成時期、構成員、会則、活動履歴などについて全く質疑がなされておらず、今日に至るまで、その実態が判然といたしておりません。請願文書表では、請願代表者の氏名及び住所が記載されています。私の調査力に問題があるのかもしれませんが、当該地に請願代表者が居住していることは確認できませんでした。これがそれを証する住所録で

す。これから見ても、請願代表者が当該地に住んでるということは確認できませんでした。請願代表者の住所に運動参加者の住所を記載してるように私には思えますが、いかがでしょうか。

地元新聞は、請願提出の様相を詳細に記載をしています。これは当時の新聞の請願書提出の詳細な記事です。それによると、5月27日、会のメンバーが請願書を議会に提出したことが、記事として残っています。偶然の一致でしょうか。請願代表者の住所に請願書提出者が住んでいることが、住所録から見てとれます。ここに、請願提出者の住所は記載をされています。

想像の域を出ませんが、請願提出者が住んでいる住所に請願代表者が住んでいるように請願書に記載したと考えられますけど、議員の皆さんはどのように判断をされるでしょうか。仮に、私の指摘どおりであれば、請願代表者の住所に意図的か誤記入か分かりませんが、請願提出者の住所を記載し、議会は代表者の住所が違うことに気づかず、請願を審査したことになります。請願代表者が請願文書表の住所に住んでいないことを知りながら、代表者の住所を記載したのであれば、美馬さんは議員として、また請願紹介者の責任が問われることは避けられないのではないのでしょうか。

千葉県議会では、請願書偽造問題で、2人の市議に辞職勧告を全会一致で可決したことが報じられています。これが、千葉県議会の記事です。当然のことですが、紹介議員は、学校給食無償化を求める別府市民の会の代表者の住所、会の住所、会の結成時期、会則、構成員、活動履歴などを検証して、紹介議員に署名したと理解していますが、紹介議員はいかがでしょうか。今さら触れる必要はありませんが、請願書は議員の紹介によって提出しなければならないと規定されています。

なぜ紹介議員が必要かということについて、一つの見解があります。なぜ議員の紹介が必要か。それは、真つ当な請願であるか否かを国民から選ばれた議員の目で事前に選別する。いわば上程審査前のふるいとしての機能を求めているという側面があると述べています。この考えに沿えば、今回の請願について紹介議員が検証した後、請願書に署名し、請願書を提出したと理解できます。請願は国民にひとしく与えられた権利で、請願要件を満たせば何人たりとも拒否することはできないことは十分理解をしています。しかし、学校給食の完全無償化を求める別府市民の会は会として本当に存在するのか。委員会の審議では明らかになれませんでしたので、あえて討論で触れています。請願書の紹介議員は、会の結成時期、組織綱領、構成員、活動履歴などを十分把握して、紹介者となり、そのことを前提に、委員は審査をいたしました。請願書提出のため、便宜的に会を標榜し、代表者の住所が違うことを知りながら、意図的に違う住所を記載していたとすれば、請願提出者や、紹介議員の責任問題となることは避けられないことを指摘しておきます。

一方、請願代表者についての質疑がありませんでした。会則や結成時期、代表選考経緯が分からなければ、請願代表者が会の代表者なのか分からないばかりか、請願代表者が、請願文書表の住所に住んでいるかも分かりません。私の調査能力には限界があります。しかし、調査時点で、請願文書表の住所に請願代表者が住んでいることは確認できませんでした。私は委員会がその役目を果たしてくれることを期待していましたが、その期待には応えてくれませんでした。請願書代表者の住所、会の発足時期、会則、構成員等が分からないまま、私たちはこの場で採択・不採択を決めなければなりません。

議員の皆さんにお聞きします。請願書とは、そんなに簡単なものなのでしょうか。また請願書は、憲法第26条は、義務教育はこれを無償とするとうたっており、教科書が無償であるのと同じように、教育費の無償も子どもの教育を受ける権利を保障するために不可欠としています。しかし、教科書無償化は完全に実施されています。

一方、学校給食は、学校給食法第11条で、学校給食実施に必要な施設及び設備に要す

る経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担となつてきています。無償の範囲はここまでにとどまり、それ以外の学校給食に要する経費は、学校教育法第16条で、学校給食は保護者の負担と明記されているため、制度の立てつけが異なることをこの場で指摘をしておきます。

教育無償化は、数ある教育、子育て政策の懸案の一つであり、無償化するのか、軽減するのかは現時点では自治体の判断に委ねられています。限られた財源の中で全てを賄うことは難しく、優先順位を考慮して、どの範囲での取組を行うかは、地域実情や財政状態によって検討すべき課題だとしています。

一方、国においては、自民党、公明党、日本維新の会3党は、給食無償化として、小学校は地方の実情を踏まえ、令和8年度に実施する。その上で、中学校への拡大についても、できるだけ速やかに実現するの2点を3党合意として確認しています。来年度その動きが見えてくる状況になっている中、あえて今請願書を提出する必要はあると皆さんお考えですか。これではまるで住民の関心を集めるために、請願書を提出したと思われても仕方ないのではないのでしょうか。

請願書では、学校給食無償化の費用を3億4,000万円としています。振り返りますと、調理場建設審議の中で、執行部は共同調理場と単独校の経費比較表を提出し、共同調理場を移行による縮減効果を具体的に示しました。これが当時、全員協議会に配布された縮減効果を示す表です。これに対して、単独校調理場に固執し、運動を繰り返していた団体がいたことも記憶に新しいところです。

議員の皆さん、請願の問題点を私は具体的に説明しました。問題点があることを知りながら採択すれば、議会の見識が問われます。また、学校給食の無償化を本気で実現するのであれば、議会決議などの方法もあったのではないのでしょうか。議員の中にはPTA関係者もいますので、十分意見を聞いた上で、実現に取り組む必要もあったのではと、私、泉武弘は考えています。請願書提出は拙速の感は否めず、実現には、議会全体で方向性を示すことは極めて重要であるということ、この機会に指摘をしておきます。

賢明な議員の皆様は御存じと思いますが、請願法によると、請願は、国または地方公共団体の機関に対して、それぞれの職務に関わる事項に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求め、公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念とされています。この請願は、国民にひとしく与えられた権利であります。請願要件に沿ってなければなりません。

よって、今回の請願には私、泉武弘は反対し、討論を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)から議第54号動産の取得についてまで、以上11件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。

以上11件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上11件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第55号市長専決処分から議第58号市長専決処分についてまで、以上4件に対する各委員長報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。

以上4件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上4件については、各委員長報告

のとおり承認されました。

次に、請願第1号幼小中学校の給食の完全無償化を求める請願書に対する委員長の報告は、これを不採択とすべきものとの報告であります。

よって、本件については、請願に対する採決を行います。

請願第1号については、請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立少数であります。

よって、本件については不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第2により、議第59号令和7年度別府市一般会計補正予算（第2号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） ただいま上程されました議第59号令和7年度別府市一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明いたします。

今回補正する額は2億4,110万円の増額で、補正後の予算額は667億7,510万円となります。物価高騰に対する国の経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されました。本市においては、この交付金に加え、財政調整基金を1億3,907万8,000円取り崩し、物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するため、全世帯を対象に、18歳以下の子育て世帯には米3キロを現物支給し、その他の世帯においてはおこめ券を配布いたします。

以上で、提出いたしました議案の説明は終わります。

何とぞ、慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野正明） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○7番（小野佳子） 7番、公明党の小野佳子です。通告に従って質問させていただきます。

議第59号令和7年度別府市一般会計補正予算（第2号）べっぷみんなにお米配布事業について伺います。

今一番国民の関心があり、高騰しているのがお米です。物価高騰対策のうち、なぜお米配布事業を行うに至ったのか、御説明願います。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

昨今の米価格高騰の状況や、また昨年11月終わりから12月初めにかけて実施をしました物価高騰に係る市民アンケートを含め、これまで令和5年度、6年度に3回市民アンケートを実施してまいりましたが、このアンケートにおきましても米などの支給の声が寄せられた結果等を踏まえ、物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担の軽減を図るため、今の時期に取り組む必要があると判断したものでございます。

○7番（小野佳子） 今回のお米配布事業では、お米の現物支給とおこめ券の配布に分かれ、分かれているとのことですが、事業の詳細についてお答えください。また、現物支給とおこめ券のどちらかを選択することができるのでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

今回のべっぷみんなにお米配布事業では、市内の全世帯約6万3,000世帯に対し、お米を配布いたします。まずは18歳以下の子どもがいる子育て世帯約1万世帯に米3キロを現物支給し、その他の世帯には2,640円分の全国共通おこめ券を配布いたします。

なお、お米の現物支給とおこめ券の選択はできないものとなっております

○7番（小野佳子） ありがとうございます。

子育て世帯に現物支給するお米について伺います。確保できる見通しは立っているのでしょうか。また、現物支給する米の銘柄は決まっていますでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

卸売事業者に対し、ヒアリングをした結果、子育て世帯に現物支給するのに必要となるお米の量については、確保の見通しが立っております。また、現物支給するお米の種類は、令和6年産の国産米のヒノヒカリを予定しております。

○7番（小野佳子） 現物支給するお米の配布方法について教えてください。また、おこめ券の配布方法と、お米への引換えまでの流れについてお答えください。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

子育て世代に対するお米の現物支給の方法につきましては、四、五回に分けて地区ごとに指定する小学校の体育館等で配布する予定でございます。7月下旬に子育て世帯宛てに引替え日時と場所を記載した引換券を送付しますので、引換券を持参の上、指定した学校でお米に引き換えていただきます。8月中旬までに配布を完了する予定でございますが、指定する期間に引替えができない場合は、指定期間外での引換えや予備日を設けるなど、柔軟に対応することとしております。

また、おこめ券の配布でございますが、おこめ券は金券と同様の取扱いとなり、普通郵便で直接自宅に郵送することができないため、費用を抑えるため、まずは引換券を郵送することといたしております。次に、指定する場所で引換券をおこめ券に交換していただいた後、おこめ券が使用できるスーパーやドラッグストア、小売店等でお米を購入していただきます。

引換券の発送は9月の下旬を予定しており、詳細については今後関係者と協議の上決定しますので、具体的な時期や引換場所等については改めて市報やホームページ、SNS等でお知らせをいたしますが、混乱のないよう、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） おこめ券からお米に交換するのに期限はありますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

引換券からおこめ券への交換は11月までを予定しています。ただし、おこめ券からお米への交換には期限はありませんので、市民の皆様にはお米の消費状況を見ながら、慌てずに交換をしていただければと考えております。

○7番（小野佳子） 分かりました。まずは7月下旬に子育て世帯へ引換券が送付され、子育て世帯は8月中に小学校の体育館で配布予定とのこと。その他の世帯は、子育て世帯への配布とかぶらないように時期をずらして送付されるようです。11月までの交換予定期間中に、引換券を持っておこめ券と交換し、その後おこめ券が使えるお米屋さんに行き、お米と交換するとのこと。

子育て世帯以外の世帯は、2工程を得て初めてお米が手に入ります。市民の皆様にとってはとても分かりづらく、手間もかかります。また、交換期限が限られておりますので、そこが一番気になるところです。公共施設、スーパー、デパートでの臨時交換所を幾つか設けるなど、高齢者の方々が負担とならないように検討していただき、分かりやすい引換券の送付、また、万全な体制、対応をお願いいたします。

別府においては、備蓄米がまだ店頭に並んでない今、小売店の方、市民の方々も大変喜んでおります。まずは現物支給の子育て世帯への対応が7月下旬と、短時間での準備となります。担当課、職員の方の力を集結して、様々な問題を想定しながら、物価高対策、べっぴんみなにお米配布事業がよりスピーディー、確実に実行できるように、何とぞよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○1番（塩手悠太） 1番、有志の会の塩手悠太です。私もお米配布に要する経費というところで質疑をさせていただきます。

まずもって、今回お米の現物支給というところで、30トンのお米の確保を一応しているということにつきましては、これはもう農林水産課中心に皆さんが尽力してくださったということでありまして、これをもって思っておりますので、この場を借りて感謝、それから敬意を表したいと思っております。それからまた、迅速に、今回補正予算を組んでいただいたことにも感謝申し上げます。それをもって、今から質疑をさせていただきますが、まずおこめ券についてからでございます。

おこめ券といっても、幾つか種類があると思っております。種類については報道等でも聞いておりますが、改めてどういった種類のおこめ券になるのか、それから引換えの対対象としてはお米のみになるのか、この点についてお答えください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

まず、今回お配りするおこめ券ですが、全国共通おこめ券を予定しております。

また、米価格の高騰による経済的負担の軽減を図るための事業になりますので、お米の購入のみに使っていただくことを想定しております。

○1番（塩手悠太） おこめ券といっても、対象にお米以外のところも恐らく含まれてくると思っておりますので、先におこめ券を配布している他の自治体等の紹介事例等、しっかり参考にさせていただいて、市民の皆さんに案内をしていただきたいと思いますということを思います。

次に、現物支給についてでございますが、先ほど来の説明の中で、現物のお米を支給するのは8月中と、事前の聞き取りの段階で幾つか期限、8月の中でも複数回に分けて配布の時期を予定しているということですが、恐らくこの期間内に取りに来られない方も一定数いらっしゃると思うんですね。そういった方に対して、アフターフォローみたいなものを考えてもいいのではないかなと思っております。

といいますのも、例えば様々な事情で取りに来れないとか、この期間内にもう取りに来ることがもう事前に分かっているとかいう方もいらっしゃると思うので、なるべく多くの方にお米を配るという観点から、もし来れない方に対しても、何かしらのフォローをしたほうが良いと思うんですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

べつみんなにお米配布事業については、新たな事業になりますので、まずは市報やホームページ、SNS、また学校や保育所等を通じて、事前の周知に努めたいと考えております。さらに指定する期間に引換えができない場合は、指定期間外での引換えや予備日を設けるなど、柔軟に対応することで、引換えをしない方がないように取り組んでまいります。

また、引換えについて具体的な相談があれば、内容に応じて対応したいとも考えております。ただし、お米の現物支給からおこめ券への変更等は、今のところ考えておりません。

○1番（塩手悠太） 先ほど御答弁いただいたように、事前にしっかり周知をして、なるべくたくさんの方に来ていただけるような配慮を別府市として考えているということで安心いたしました。

ただ、もう一点、例えば事前にもうこの8月の期間中に交換しに行くことがもうできないという方が分かっていたりとか、例えば車を持ってなくても自転車しか、また徒歩でしか行けないという方で、3キロというところをなかなか持っていくのが困難だという方に対して、事前に現物支給の交換券からおこめ券への交換券のほうに変えていただきたいと思いますというような相談があった場合は、適宜相談に乗ってもいいと思うんですが、この相談に乗れないというか、交換できないという理由は何かあるのでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

今回のお米配布事業に当たりましては、基準日を設けておりまして、基準日によってお

米の現物支給もしくはおこめ券というふうに決まっております、その数の分をまずは準備したいというふうを考えております。8月中にお米を取りにお見えにならないという場合がございますら、事前に御相談いただく上で、できる限り対応したいというふうには考えております。

○議長（小野正明） 塩手議員に申し上げます。一般質問でございますので、議案質疑でございますので、内容について確認をお願いいたします。

○1番（塩手悠太） 大変申し訳ございませんでした。

これもちょっと私、一般質問になるか議案質疑になるかちょっと分からないので、ちょっと投げたいと思いますが、30トンのお米があるということですけど、全部支給されることというのが理想だと思うんですが、やっぱり一定程度は余ってしまうんじゃないかなと思ってます。

そこで、この余ったお米の活用方法というのは今のところ考えているのか、その辺りはどうでしょう。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

引換えに来られずに残ってしまったお米については無駄にしないよう、学校給食等で利用したいというふうを考えております。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。次の質問を用意してたんですけども、これも一般質問っぽい内容になるんで、最後1問だけ、これは大丈夫かなと思いますんで聞かせていただきます。

今回、おこめ券というのは期限はないということで、非常に使い勝手がいいというか活用の幅が広いんじゃないかなと思うんですが、そうなった場合、おこめ券を一律で配布するというのも選択肢にあったというふうに思うんです。ただ、現物支給というところにもやっぱり強い思いがあるというふうに思いますんで、ぜひ何か強い思いがあるようでしたらお答えいただきたいんですが。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

事業の実施に当たり、おこめ券を送付するよりも、現物をお配りするほうが負担は大きいところではありますが、市場におけるお米の流通状況を見ながら検討した結果、夏休み中に子どもがいらっしゃる御家庭へ、高い品質のお米をできる限り速やかに確実に届けるには、現物支給が望ましいと判断したところでございます。今後、詳細については関係者と協議する中で決定することにはなりますが、市民の皆様が混乱しないよう、お米の配布には努めてまいります。

○1番（塩手悠太） ありがとうございます。これまでの答弁の中で、現物支給に対しての強いという思いは伝わってきました。この後の採決の参考にさせていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小野正明） お諮りいたします。ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第59号令和7年度別府市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決さ

れました。

次に、日程第3により議第60号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘登壇)

○市長(長野恭紘) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第60号は、本市教育委員会委員に新谷なをみ氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第60号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、報告第1号令和6年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから報告第8号弾力条項の適用についてまで、以上8件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿部万寿夫登壇)

○副市長(阿部万寿夫) 御報告いたします。

報告第1号は、令和6年度別府市一般会計補正予算(第7号)、(第9号)及び(第10号)において繰越明許費として議決をいただきました住民基本台帳システム改修事業ほか28事業について、繰越額が確定し、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号は、住民基本台帳システム改修事業について、標準仕様の公開遅延に伴い、適切な工期が確保できず、年度内に支出が終わらなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和6年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書を調整し、議会に報告するものです。

報告第3号は、令和6年度別府市水道事業会計予算繰越計算書、報告第4号は、令和6年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出です。これらの報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について、予算を令和7年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号、報告第6号及び報告第7号は、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、本市が出資しております法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第5号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和6年度事業収支報告書及び令和7年度事業収支計画書の提出です。令和6年度は、独自事業の温泉給湯や指定管理者事業など6事業を実施しました。全体的な赤字幅縮小のため、組織のスリム化を図った結

果、当期純利益は前年度比 24.4%増となりました。令和 7 年度は独自事業、指定管理者事業など、計 4 事業を実施する計画となっております。

報告第 6 号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和 6 年度事業報告書及び令和 7 年度事業計画書の提出です。令和 6 年度は業務の効率化を図り、福利厚生への向上に寄与する情報発信に努め、さらなる会員サービスの質の向上に取り組んでまいりました。また、3 月末日の会員数は前年度より 207 名増加の 4,114 名となりました。令和 7 年度は、勤労者などの福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべき運営に取り組んでいく基本方針の下、既存の生活安定事業、余暇活動事業、健康増進事業など、様々な側面から会員に対し福利厚生を提供し、会員の満足度を高める企画に取り組む計画となっております。

報告第 7 号は、一般社団法人別府市産業連携協働プラットフォーム B - b i z L I N K の令和 6 年度決算報告書及び令和 7 年度事業計画の提出です。令和 6 年度は、当期純利益は 1,003 万円となりました。令和 7 年度は、起業創業支援事業や誘客推進事業などを継続しつつ、湯けむりライドシェア G L O B A L 事業、大阪・関西万博補助金交付事務委託事業といった新たな事業に取り組む計画となっております。

報告第 8 号は、令和 6 年度別府市競輪事業会計予算において、地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定により、弾力条項を適用しましたので、議会に報告するものであります。

以上、8 件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（小野正明） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 5 により、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。

本件に関しましては、当市議会が選出いたしました組合議会議員であります 13 名の方々から、6 月 24 日付で組合議会議員を辞任する旨の届出がなされており、これに伴い、組合議会より、当市議会議長に対し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合規約第 7 条第 2 項の規定により、補充議員を選出することとの要請がなされております。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選によることにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に、1 番塩手悠太議員、5 番谷口和美議員、6 番重松康宏議員、7 番小野佳子議員、8 番日名子敦子議員、10 番阿部真一議員、14 番三重忠昭議員、16 番穴井宏二議員、17 番加藤信康議員、18 番吉富英三郎議員、21 番黒木愛一郎議員、24 番山本一成議員、25 番泉武弘議員、以上 13 名の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 13 名の方々を、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名の方々が、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出されました。

次に、日程第6により、議員提出議案第3号別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから、議員提出議案第7号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書まで、以上5件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第3号別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(5番・谷口和美登壇)

○5番(谷口和美) ただいま上程されました議員提出議案第3号別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第3号別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号介護・障害福祉分野の処遇改善、人材育成・確保対策を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8番・日名子敦子登壇)

○8番(日名子敦子) 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

介護・障害福祉分野の処遇改善、人材育成・確保対策を求める意見書

厚生労働省は、第9期介護保険事業計画の基本指針において、本計画期間中に2025年にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上を迎え、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれることとしている。

このような背景の下、国は令和6年度介護報酬改定を実施した。この改定は、介護現場で働く人たちの処遇改善策の取組として評価できるものではあるが、訪問介護の部分で基本報酬が引き下げられるため、訪問介護事業者の経営に不安が生じている。本市においても、市内事業者において、事業所の閉鎖や訪問介護事業から撤退し、介護保険事業、総合事業へ一本化する等の見直しをするとところが多くなり、特に障害者訪問介護事業において、障害者手帳交付者に対し、相談支援員の数は大幅に不足という非常に厳しい状況に置かれている。

また、公益財団法人介護労働安定センターが調査した令和5年度介護労働実態調査の結果において、事業所全体の従業員の不足感は6割を超えており、職種別では特に訪問、訪問看護職員の不足は約8割が不足感を抱える結果となっており、本市のみならず、全国の地方都市が抱える課題であることを示している。

よって、将来にわたり安定した介護・障害福祉サービスを維持していくためにも、国は現在取組を行っている総合的な介護施策について、早急な処遇改善及び人材確保の充実に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 昨今の物価高騰、全産業における賃金引上げ額、賃金改定率を考慮した介護・障害福祉分野事業及び介護職員全般のさらなる恒久的な処遇改善を図ること。
- 2 介護・障害福祉分野の将来を見据え、担い手確保に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動を実施し、介護・障害に関する仕事の社会的評価の向上を図る取組を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日 大分県別府市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第4号介護・障害福祉分野の処遇改善、人材育成・確保対策を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(20番・市原隆生登壇)

○20番(市原隆生) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して、実施してきた相談体制の維持や啓発、消費者教育に関わる事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導による速やかな制度設

計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用やセキュリティー対策の継続的な更新費用などは地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府は次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に関わる制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に関わる予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当） 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小野正明） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第 5 号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 6 号 2025 年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（17 番・加藤信康登壇）

○17 番（加藤信康） 議員提出議案第 6 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 2025 年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書

国内経済は、名目賃金が上昇しているものの、原材料やガソリン価格の高騰や円安、異常気象による食料品などの物価上昇は継続している。物価を加味した実質賃金はマイナスで推移し、勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる持続的な賃上げが必要不可欠である。2024 年度改定の結果、全国加重平均 1,055 円（前年度 1,004 円）に達したが、誰もが時給 1,000 円はいまだに実現できていない。一日も早く全ての都道府県において、最低賃金を 1,000 円以上に引き上げるとともに、健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し、社会体制を保持するために最低必要な水準までに引き上げていく必要がある。

最低賃金の地域間格差が都市部や県外への労働力の流出の一因になっているとも言われ

ており、総合指数に見合った水準とすることが重要である。あわせて最低賃金の引上げのためには、経済基盤が脆弱で、雇用維持に不安を抱える中小企業・小規模事業者が継続して事業を行い、雇用の維持確保ができるよう、雇用調整助成金をはじめとする様々な国の各種施策の充実強化が求められる。

よって、大分労働局におかれては、最低賃金のあるべき姿への引上げと、コロナ禍における中小企業・小規模事業者支援のさらなる拡充のため、以下の施策を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 経済の好循環のためには、人への投資が不可欠であることから、継続的な最低賃金の引上げにより、経済の自立的成長を実現すること。
- 2 設定する最低賃金は、総合指数に見合った水準とすることはもちろん、県内でも、労働力確保につながる地域間格差の是正を目指すこと。
- 3 最低賃金を引き上げる環境を整備するため、中小企業・小規模事業者への影響を検証し、各種支援制度を継続するとともに、実効ある対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日

大分県別府市議会

大分労働局長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第6号2025年度大分県最低賃金の改正等に関する意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(14番・三重忠昭登壇)

○14番(三重忠昭) 議員提出議案第7号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助、奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

今、学校現場では授業時数や指導内容も増加しています。また不登校やいじめ、ヤング

ケアラーといった課題をはじめ、障害や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちも増え、学校現場に求められるニーズも複雑多様化しています。あわせて、教職員の超勤多忙化も大きな問題となっており、そのことが教職員のなり手不足にもつながっています。

これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の業務改善並びに定数改善も必要です。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、教育条件格差があってはなりません。しかし、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保証しなければなりません。そのことも踏まえて、以下のことを求めます。

#### 記

- 1 子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と教育予算の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、教職員の業務改善等学校現場に必要な教職員の人員、人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月25日 大分県別府市議会  
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第7号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

最後に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和7年第2回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和7年第2回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分 閉会